

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第36号

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 8 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「床面積が」を「床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。）が」に改め、「（イ）欄に掲げる面積」の次に「及び戸数」を、「建築物の部分の床面積」の次に「（共同住宅の用途においては戸数）」を、「（エ）欄に掲げる面積」の次に「（共同住宅の用途においては戸数）」を加え、同項ただし書中「下回る場合」の次に「、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

（大規模な事務所の特例に係る大規模低減）

第 5 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

（大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減）

第 5 条の 3 第 5 条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

第 6 条第 1 項中「前 2 条」を「前 4 条」に改める。

第 7 条中「前 3 条」を「前 5 条」に改める。

第 8 条第 1 項中「及び第 6 条第 1 項」を「、第 5 条の 2 又は第 6 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「及び」を「、第 5 条の 2 又は」に改め、「駐車施設の台数」の次に「（以下

この項において「附置義務台数」という。)」を加え、「1台分」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数」に、「車いす利用者のための駐車施設」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）」に、「6メートル以上としなければならない」を「6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

第8条第4項中「第5条及び第6条第1項」を「第5条から第6条第1項まで」に、「高さ3メートル」を「高さ3.2メートル」に改め、同条に次の1項を加える。

5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第5条から第6条第1項までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

第9条に次の1項を加える。

2 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設（次条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（公共交通の利用促進に係る特例）

第10条の2 第4条又は第5条の2から第6条までの規定により駐車施設を附置しなければならない建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講じた場合は、規則で定めるところにより、これらの規定により当該建築物に附置しなければならない駐車施設（車椅子使用者用駐車施設を除く。）の台数を減ずることができる。

- 2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画（以下「公共交通利用促進計画」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない（承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。）。
- 3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第2項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。
 - (2) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第4条又は第5条の2から第6条までの規定に適合するように当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（既存建築物における駐車施設等）

- 第12条の2 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設（第10条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車施設の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設の台数を減じ、全部若しくは一部の位置を変更することができる。
- (1) 駐車施設の利用状況に応じて、附置した駐車施設と異なる規模の駐車施設（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第2号に規定する自転車等の駐車のための施設を含む。）を設置するために、駐車施設の台数を減じる場合
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が当該駐車施設の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合
- 2 前項第1号の適用を受ける場合は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
 - 3 第1項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

別表第 1 中

(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得たものとの合計		特定用途に供する部分の床面積	を
(ウ)	1,000平方メートル		2,000平方メートル	
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分	
(オ)	150平方メートル	350平方メートル	150平方メートル	

(イ)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得たものとの合計				特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積	に
(ウ)	1,000平方メートル				2,000平方メートル	
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	
(オ)	150平方メートル	200平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	200平方メートル	

改める。

別表第 2 中

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車 ふくそう地区
(イ)	2,000平方メートル				3,000平方メートル
(ウ)	百貨店そ の他の店 舗の用途 に供する 部分	事務所の 用途に供 する部分	倉庫の用 途に供す る部分	特定用途 （百貨店 その他の 店舗、事 務所及び 倉庫を除 く。）に 供する部 分	特定用途に供する部 分
(エ)	3,000平方 メートル	5,000平方 メートル	1,500平方 メートル	4,000平方 メートル	5,000平方メートル

を

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車 ふくそう地区	
(イ)	2,000平方メートル			2,000平 方メー トルか つ50戸 以上	3,000平 方メー トル	3,000平 方メー トルかつ50 戸以上
(ウ)	百貨店 その他の 店舗の 用途に 供する 部分	事務所 の用途 に供す る部分	倉庫の 用途に 供する 部分	特定用 途（百 貨店そ の他の 店舗、 事務所	共同住 宅の用 途に供 する部 分	特定用途 （共同住 宅を除 く。）に 供する部 分
						共同住宅 の用途に 供する部 分

に

				、倉庫 及び共 同住宅 を除く 。)に 供する 部分			
(エ)	3,000平 方メー トル	5,000平 方メー トル	1,500平 方メー トル	4,000平 方メー トル	100戸	5,000平 方メー トル	100戸

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例による改正後の帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第5条並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。